本則を本則第一号とし、本則に次の二号を加える。

二　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十七条第一項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用される自動車（車体の大きさが長さおおむね百五十センチメートル、幅おおむね七十センチメートルを超えないものに限る。以下この号及び次号において「特定自動車」という。）のうち、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第三項に規定する原動機付自転車に該当するもの以外のものであって、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。次号において「保安基準」という。）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。次号において「細目告示」という。）の規定のうち、次に掲げる規定に適合しないもの

イ　昼間に限り運転する特定自動車にあっては、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号。ロ及びハにおいて「基準緩和告示」という。）第一条第八号に規定する規定

○公正取引委員会告示第三号
消費者庁告示第三号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、鶏卵の表示に関する公正競争規約（平成二十一年公正取引委員会告示第六号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十日

公正取引委員会委員長　杉本　和行
消費者庁長官　板東久美子

一　鶏卵公正取引協議会（会長　竹下　正幸）の申請に係る鶏卵の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十七年六月二十五日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類
鶏卵の生産及び販売業

三　規約の内容
別記のとおり変更する。

四　認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

ロ　二輪の特定自動車にあっては、基準緩和告示第一条第九号に規定する規定

ハ　イ及びロに掲げる特定自動車以外のものにあっては、基準緩和告示第一条第七号に規定する規定

三　特定自動車のうち、前号に規定する原動機付自転車に該当するものであって、保安基準及び細目告示のうち、次に掲げる規定に適合しないもの

イ　昼間に限り運転する特定自動車にあっては、道路運送車両の保安基準第六十七条第一項の規定により準用する同令第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成二十七年国土交通省告示第八百五十七号。ロにおいて「原動機付自転車に係る基準緩和告示」という。）第三号に規定する規定

ロ　イに掲げる特定自動車以外のものにあっては、原動機付自転車に係る基準緩和告示第一号及び第二号に規定する規定

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　内閣府関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める件（平成二十三年内閣府告示第十二号）は、廃止する。

別記

鶏卵の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（定義） **第２条**　（略） ２　この規約において「栄養成分」とは、以下のものをいう。 (1)～(5)　（略） (6)　亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、銅、鉄、ナトリウム、マグネシウム、マンガン、モリブデン、ヨウ素及びリン (7)　（略） ３　この規約において「栄養強化卵」とは、鶏卵の栄養成分の量を増加させる目的をもって鶏の飼料に栄養成分を加えることその他の方法により、可食部分（卵黄及び卵白をいう。）について、次の各号のいずれかを満たす鶏卵をいう。ただし、定期的な成分分析により、栄養成分の量が検証されているものに限る。 (1)　食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第12に掲げる栄養成分については、100ｇ当たりの量が、通常の鶏卵（栄養成分が増減されていない鶏卵をいう。以下同じ。）の栄養成分の量に比べて、同表に定める強化された旨の表示の基準値以上増加されていること。 (2)・(3)　（略） ４・５　（略） （特定事項の表示基準） **第４条**　（略） ２　事業者は、鶏卵の取引に関し、次のいずれかに該当する事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。 (1)・(2)　（略） (3)　保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品又は栄養機能食品）に関する事項 (4)　（略）	（定義） **第２条**　（略） ２　この規約において「栄養成分」とは、以下のものをいう。 (1)～(5)　（略） (6)　亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、銅、鉄、ナトリウム、マグネシウム、マンガン、ヨウ素及びリン (7)　（略） ３　この規約において「栄養強化卵」とは、鶏卵の栄養成分の量を増加させる目的をもって鶏の飼料に栄養成分を加えることその他の方法により、可食部分（卵黄及び卵白をいう。）について、次の各号のいずれかを満たす鶏卵をいう。ただし、定期的な成分分析により、栄養成分の量が検証されているものに限る。 (1)　栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）別表第４の第１欄に掲げる栄養成分については、100ｇ当たりの量が、通常の鶏卵（栄養成分が増減されていない鶏卵をいう。以下同じ。）の栄養成分の量に比べて、同別表第４の第２欄に定める量以上増加されていること。 (2)・(3)　（略） ４・５　（略） （特定事項の表示基準） **第４条**　（略） ２　事業者は、鶏卵の取引に関し、次のいずれかに該当する事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。 (1)・(2)　（略） (3)　保健機能食品（特定保健用食品又は栄養機能食品）に関する事項 (4)　（略）